

第3期総合戦略の策定方針について

令和6年5月

1 策定の趣旨

人口減少や東京圏への人口一極集中に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、地方を活性化するための基本的な理念を定める「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨を踏まえ、本市では、人口減少を克服し、活力ある地域社会を実現していくために、平成27年度の「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定から現在まで2期にわたり、計画的に施策を展開してきました。

令和6年度は第2期総合戦略の最終年にあたることから、これまでの地方創生の取組の成果や課題を調査・分析するとともに、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し、デジタルの力や地域の特色を活かした施策を戦略的に展開するために、新たな総合戦略を策定します。

2 計画の名称

計画の名称は「東御市まち・ひと・しごと創生第3期総合戦略」とします。

3 計画期間

計画期間は令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

※ 第3期総合戦略の終了時期は総合計画・前期基本計画の終了時期と合わせ、総合戦略と後期基本計画との統合を検討します（図1）。

図1 総合計画と総合戦略の統合の検討



4 各種計画との関係

(1) 国及び長野県の総合戦略

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定により、国が定める「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び県が定める「しあわせ信州創造プラン3.0」を勘案して策定します。

(2) 第3次東御市総合計画・前期基本計画

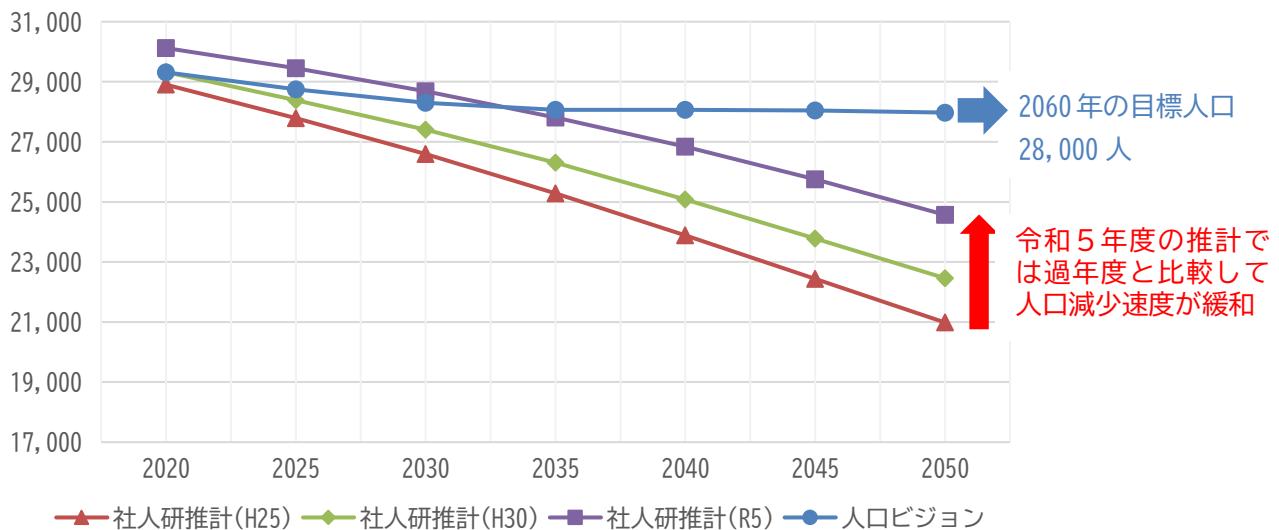
総合戦略は、人口減少の克服と持続可能な地域づくりを目指す行動計画であり、総合計画における「雇用の創出」・「定住の促進」・「人口増」の施策を抽出した性格を有することから、前期基本計画との整合を図りながら策定します。

【資料4】

(3) 東御市人口ビジョン

国立社会保障・人口問題研究所が公表した最新の将来人口推計データ（図2）等を踏まえ、令和6年度中に、市人口ビジョンのデータを最新化します。

図2 現行の市人口ビジョンと将来推計人口の推移

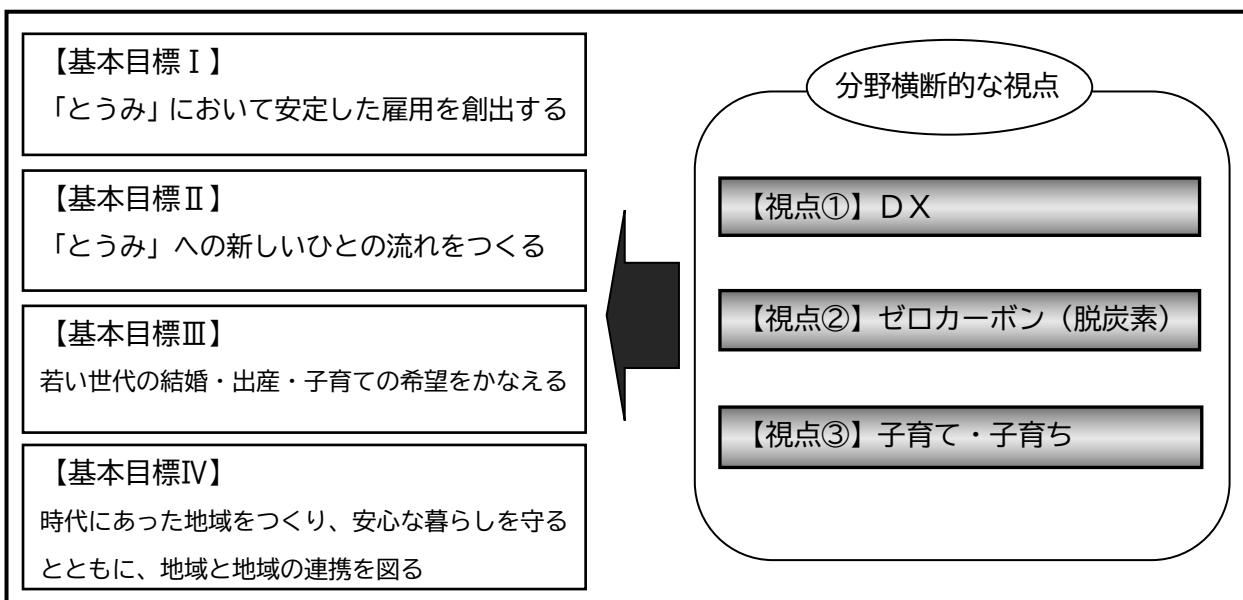


5 計画策定にあたっての基本的な視点

これまでの取組で根付いた地方創生の意識を継続する必要があるため、現行戦略の大枠を維持しつつ、充分に効果が発現していない施策については見直しを行うとともに、分野横断で重点的に推進する「DX」、「ゼロカーボン（脱炭素）」、「子育て・子育ち」等の視点を取り入れた施策を開発します。

また、国ではエビデンス（統計データなどの合理的根拠）に基づく政策立案を推進していることから、アウトカム指標を原則とした重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルにより管理します。

<本市における4つの基本目標>



【資料4】

6 計画策定の体制

(1) 市民参画

① 市民アンケート

令和4年度に実施した「市民意識調査」の結果を踏まえ、市民の意向を計画に反映させます。

② パブリックコメント

素案確定後、内容について市民の意見を聴取します。

(2) 審議会の設置

東御市まちづくり審議会条例に基づき、計画案について審議します。

(3) 庁内の策定体制

① 庁議

庁内での検討組織として、庁議に諮り審議を行います。

② まち・ひと・しごと創生総合戦略庁内プロジェクトチーム

人口ビジョンの改訂、次期総合戦略の策定及び推進に係る調査研究を通じ、具体的な施策等を立案します。

7 策定スケジュール

時期	会議・内容等
5月 27日	・まちづくり審議会（諮問）
6月 10日	・市議会全員協議会（策定方針について）
9月	・まちづくり審議会（骨子について）
12月	・まちづくり審議会（素案について） ・市議会全員協議会（素案について） ・パブリックコメント
令和7年3月	・まちづくり審議会（答申） ・策定